

資料 3 - 4

文化施設附属設備の限度額について

①保谷こもれびホール（条例別表第 2）

附属設備の利用料金の限度額表（1 回当たり）

種別	単位	限度額
舞台設備	一式、1 台、1 個、1 脚又は 1 枚	10,000 円
楽器	一式又は 1 台	10,000 円
音響設備	一式、1 台又は 1 本	5,000 円
舞台照明設備	一式、1 台、1 列又は 1 基	20,000 円
その他の設備	一式、1 台、1 個又は 1 脚	20,000 円
電源設備	1 キロワット	50 円

②コール田無（条例別表第 2）

備付器具使用料限度額表（1 区分当たり）

種別	単位	限度額
舞台大道具	1 式、1 枚、1 双、1 卓又は 1 台	5,000 円
舞台照明	1 式、1 列又は 1 台	20,000 円
舞台音響	1 本、1 式又は 1 台	5,000 円
その他の設備	1 本、1 式又は 1 台	3,000 円

③西東京市民文化プラザ（別表第 2）

附属設備の利用料金の限度額表（1 区分当たり）

種別	単位	限度額
一般設備	1 本、1 式又は 1 台	3,000 円

例)

・保谷こもれびホール

午前・午後区分で音響設備を利用する場合

音響設備 5,000 円

・コール田無、西東京市民文化プラザ

午前・午後区分で設備を利用する場合

設備 3,000 円 × 2 区分 = 6,000 円